# きれいな歯で 健康長生き

保健だより

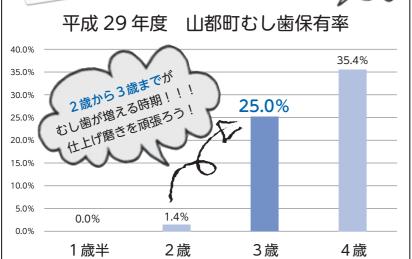


山都町では、3歳児のむし歯保有率が全国よりも高い割合だったことを受け、「3歳児のむし歯0本」 を目標に子どものむし歯予防対策に取り組んでいます。歯は一生つかうものです。健康な歯を子どもさ んにプレゼントしてあげてください! そのためには、家族の協力が必要です。

山都町の子どもたちが健康な永久歯を持つことを目指して「歯の健康手帳」を作成しています。また 1歳児むし歯予防事業として「Hapica カード」を発行しています。歯が生えたら、まずはお□の中を チェック!かかりつけ歯科医を持って、将来にわたって歯とお口の健康を保ってほしいと思います。







妊娠中はつわりや女性ホルモ ンの影響で歯肉炎を引き起こし やすく、歯周病は早産や低出生体 重児を出産するリスクが高まる という報告があります。

そのため、平成30年度から、山 都町では妊婦歯科健康診査受診 券(マタニティHapica)を母子手 帳交付時に発行しています!妊 婦さんと生まれてくる赤ちゃん の歯と口の健康を守るために健 診を受けましょう♪

## 「いい歯の日」をご存知ですか?

日本歯科医師会は、「いつまでも美味しく、そして、楽しく食事をとるために、口の中の健康を保っ ていただきたい」という願いを込めて[80歳になっても自分の歯を20本以上保とう]という[8020] 運動」を積極的に推進しています。「いい歯の日(11 月 8 日)」は、その「8020 運動」推進の一 環であり、国民への歯科保健啓発の強化を目的としています。

山都町では、毎月18日を「山都町いい歯の日」に制定し、防災無線等を通じて啓発しています。

子どもの頃の口腔ケアの状態によって、大人になってからむし歯で悩むか悩まない かが決まります。子どもの歯の健康を守っていくのは保護者の大切な役目です。生涯 使う永久歯の健康を守るためにも、乳歯の健康に気をつけましょう!



健康ほけん課 健康づくり係 ☎72-1295

清和支所 健康福祉係

**2** 82-2900

蘇陽支所 健康福祉係 ☎83-1112

# 平成30年度から国民健康保険制度が変わります。

#### ●新しい財政運営のしくみ

- ・平成30年4月から市町村は県と一緒に国民健康保険を運営します。
- ・県は、毎年、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金を決定し、その納付金を まかなうために必要となる標準保険税率を提示するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に 支払います。
- ・市町村は、県が示した標準保険税率を参考に、保険税率を定め、保険税を賦課・徴収し、保険税を財 源に国保事業費納付金を県に納付します。

### ●算定方式及び保険税率の改正

・山都町では、これまで、国民健康保険税を算定する際の算定方式を4方式(所得割、資産割、均等 割、平等割)としていましたが、平成30年度から県が示す標準的な算定方式(※1)に改正するとと もに、今後、県から示される標準保険税率の変動に備えるため、平成30年度の保険税率を以下のとお り改正し、年度間の平準化を図ります。

#### 【算定方式】

- ・医療分及び後期高齢者支援分: 3方式(所得割、均等割、平等割)
- ·介護分: 2方式(所得割、均等割)

#### 【保険税率】

	所得割 (前年分の所得)	均等割 (1人当たり)	平等割 (1世帯当たり)	限度額(※2)
医療分	8.94%	26,300円	22,600円	580,000円
後期高齢者支援分	3.12%	9,600円	8,000円	190,000円
介護分(40歳~64歳)	2.13%	13,600円	_	160,000円

- (※1) 医療分及び後期高齢者支援分が3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分が2方式(所得割、均等割)
- (※2) 一世帯あたりの国民健康保険税の最高限度額は93万円です。

## ●保険税率等改正後の比較 (モデルケースごとの比較)

#### 【モデル1 高齢者世帯】

世帯主70歳(年金収入120万円⇒年金所得0円 固定資産税3万円課税)、妻69歳(年金収入70万 円⇒年金所得0円)の場合

現行の年税額
45,400円

14.700円減額

改正後の年税額
30 700円

(7割軽減該当)

#### 【モデル2 子育て世帯】

世帯主45歳 (所得200万円 固定資産税5万円課税)、妻42歳 (所得なし)、子15歳、子12歳 の場合

現行の年税額	
394,700円	

3,300円増額

改正後の年税額	(つ虫
398,000円	( 2 台

||軽減該当)

#### 【モデル3 子育て世帯】

世帯主45歳(所得500万円 固定資産税10万円課税)、妻42歳(所得なし)、子15歳、子12歳 の場合

現行の年税額	
830,800円	

31.100円増額

改正後の年税額	
861.900円	

### ■国民健康保険税の減額措置

- ・所得が一定額以下の場合は、均等割、平等割について軽減(7割、5割、2割)を受けることができます。
- ・世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む)と同一世帯内の国民健康保険被保険者の前年 所得の合計額により判定します。(※ただし、世帯員全員が所得の申告をされていることが必要です。)

問合せ先

健康ほけん課 ☎ 72-1295